

契約団体 各位

平素より弊社商品・サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

保健同人社電話健康相談室より「新型コロナウイルス」に関する最新の情報をお届けいたします。契約団体ご所属の皆さまの健康管理にお役立ていただければ幸いです。

株式会社保健同人社
電話健康相談室

「新型コロナウイルスに関連した感染症」情報

— 帰国者・接触者相談センターに相談する目安について —

2020年2月18日版
2020年3月12日訂正

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についての相談・受診の目安

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について「帰国者・接触者相談センター」に相談する目安を公表しました。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（座長：脇田隆字国立感染症研究所所長）で議論された「風邪の症状を感じたら、まずは自宅で療養することが勧められ、その上で長く症状が続く場合、あるいはさらに強いだるさ、発熱、呼吸器症状が出る場合は相談することが必要」という方針を踏まえて策定されました。

「帰国者・接触者相談センター」に相談する目安

ハイリスク群（重症化しやすいグループ）

- ① 高齢者
- ② 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD など）の基礎疾患がある方
- ③ 透析を受けている方
- ④ 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ⑤ 妊婦の方

- 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が**2日以上**続く（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）

のいずれか（または両方）の症状がある

①～⑤に該当しない方

※小児については、現時点では重症化しやすいとの報告はないためこのグループに含まれます。

- 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が**4日以上**続く（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）

のいずれか（または両方）の症状がある

▶ 「帰国者・接触者相談センター」の連絡先

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。詳細は以下の URL または QR コードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



【受診の際の注意事項】

- ・相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」が紹介されます。複数の医療機関を受診することは控えてください。
- ・医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）を徹底し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。
- ・現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザなどの心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医などにご相談ください。

【本日の用語解説】

帰国者・接触者相談センター

都道府県が各保健所等に設置されています。地域住民からの電話相談に対して、新型コロナウイルス感染の疑いがあると判断した場合には、「帰国者・接触者外来」に受診していただくよう調整を行います。

帰国者・接触外来

都道府県が二次医療圏ごとに1か所以上設置しています。新型コロナウイルス感染の疑いある方が他の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線や、少なくとも診療室を分けられています。なお、設置した医療機関名や場所は原則として公表されていません。

監修：寺下 謙三（寺下医学事務所 代表）

【参考】

- ・国民の皆さまへのメッセージ（厚労省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（厚労省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

- ・新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）1. すべての方へ 質問 15～17（厚労省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- ・新型コロナウイルスを防ぐには（厚労省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>